

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月20日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第38号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		組織		職	
知事	略			略			略
	現 地 機 関	政策部	略	消防学校長	略	<u>2種</u>	
			略			略	
		略			略		
	農 林 水 産 部	略		玄海水産振興センター所長	略		<u>2種</u>
		略			略		略
略		林業試験場長		略		<u>3種</u>	
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。